

# 福祉系 対人援助職養成の 現場から⑤

## 西川 友理

社会福祉士養成教育の必修科目の中に、『現場実習指導』という科目があります。これは、福祉施設・機関における相談援助実習の前後に行われ、実習前には実習計画を立てるなどの準備をし、実習後には経験してきたことを概念化・理論化することで、相談援助の知識と技術を身につけることをねらいとした授業です。この授業の中で、実習中に体験したことについて他者と議論させることにより、学生が一人で考えるよりも深い理解と、広い分野にわたる情報を得られるようにしています。

学生それぞれの実習先での経験を、社会福祉における自立とは何かというテーマで、議論をさせていた時のことです。

「経済的自立とか、身体的自立とか、精神的自立とか、自立っていう状態はいろいろあるけど、自分の事について、何かの形で自分の意思を表明出来ていて、まわりの環境や人がその意見を尊重する状態やったら、自立しているって言ってええと思う。」

この学生は、その人の意見表明権が保障出来ているのならば、たとえその人の着替

えや食事に手助けが必要でも自立している、という意見でした。この意見に対し、一人の学生が考え考え言いました。

「…でも、自分で働いてお金を稼げるって大事やよ、やっぱり。お金があれば自由になることって、実際、多いもの。重度障害者や認知症の人でも、何か働いて、自分で稼ぐことができるということは、やっぱり大事や。」

…他の学生達は、考え込みました。

この発言を踏まえて、学生達の議論はさらに進みます。

「認知症の人が経済的自立をするための手段にはどのようなものがあるか。」

「経済的自立の手段を支援することが他の支援と比べて少ないのではないか。」

「そもそも一般的に良いこととして法律に書かれている“自立”って、本当に良いことなのか。」

…等々。疑問は増えていきます。

全ての学生がそうだとは言いませんが、昨今の不況から来る経済的な苦しさが学生達の生活に大きく影響を与えています。

親がなんとか捻出してくれた学費で学んでいるのだから、出来るだけ吸収してやろうと喰らい付くように授業を受ける学生。

親に負担をかけられないからと、一所懸命アルバイトをして、学費や生活費を自分で賄っている学生。

深夜に及ぶ過度のアルバイトで睡眠時間が削られ、睡魔と闘いながら授業を受けている学生。

学生達がこのような状況にある今の社会情勢において、社会福祉の専門教育の場では“自立”と言う概念が最も重視され、“自立支援”という言葉があらゆる場面で登場します。障害者、低所得者、ひとり親家庭、高齢者、要養護児童…。どのような分野でも、自立を目指した支援が大切と説かれます。当然、経済的な自立も重視されています。

また、2年前、社会福祉士養成カリキュラムの改正により、『福祉サービスの組織と経営』という科目が社会福祉士の国家試験の科目に追加されました。これはその名の通り、福祉サービスを行う団体、社会福祉法人やNPO等の組織構成や、経営、人事管理などについて学ぶ科目です。

『福祉サービスの組織と経営』の具体的な内容が厚生労働省から発表された当初、福祉系専門職養成の教員の中には、「これからの専門職教育として必要だっただけのはわかるけど、こんなことまで教えなきゃいけないのか！」と驚いた人が多くいました。しかし学生達は、私達が驚いたというエピソードを話しても「将来施設に就職するとしたら、こういう事を勉強するのは当たり前やん。なんで先生達は驚いたん？」と、きょとんとしています。

「だって十数年前、私が学生の頃は、福祉

の授業では、お金、特に経営に関する話なんて、ほとんど教えてもらってなかったし、そんな聞けへんかったもの。」と、言い訳をしたくなります。

## ■私が学生時代に受けた授業にて

十数年前、当時の福祉専門教育でも、社会保障制度や財政についての勉強はありましたが、職員の給与体系や、措置費・事業費、障害者の収入等について詳しく勉強する機会は、それを専門とする研究者の集まり等以外にはありませんでした。そのくせ社会福祉職は低賃金であるという事や、障害者の収入の低さについての認識は、誰もが持っていたと思います。

当時、学生であった私が授業でよく聞いた言葉は「地域」です。地域において、地域の力を活用し、地域住民の協力を得ながら、在宅福祉などを展開していくことが大切と、授業中何度も聞かされました。

当時ならば、重度障害者や認知症の人の経済的な自立について、先ほどのような議論をした場合、

「経済的な自立が出来るかどうかなんていうことより、地域において、その人らしい生活ができるかどうか、という事こそが大切だ！」

というあいまいな結論でうやむやに終わっていました。たとえ福祉サービスの利用者が経済的に豊かになる必要性に気付いたとしても、経済的に豊かになることが必要、と学生が口に出すことは、何だか少しためられる事でした。福祉に関わる事で、お金にこだわるのは、はしたない事、ちょっと気が引ける事、という認識が当時の学生達にはあったためです。

さらには、福祉系の専門職の方の中にも、

「社会福祉の現場で働く人間はお金に疎く  
ていい、むしろそんなことを気にする奴は、  
社会福祉分野に来ないでほしい。」というよ  
うなことを言う人もいました。

「別にお金欲しくてやりたいわけではな  
いんです。」「お金よりもやりがいに賭けて、  
私は福祉の仕事をしたいんです。」福祉職に  
就職を希望する学生はこのように言ってい  
ました。

あの時代、確かに「不況だ」「就職氷河期  
だ」とは言われていましたが、現在と比較  
すると、それほど社会全体が経済的に深刻  
な状況ではありませんでしたし、学生が「お  
金がないよ」と言う時の多くは、遊ぶお金  
がないという状況を指して言う時でした。

だからこそ、「そうは言っても、自分で働  
いてお金を稼げるって大事やよ。」というよ  
うな意見を出す学生が出てくることはめっ  
たにありませんでした。

私が学生だった頃と、現在とでは、何が  
一番違うのか。それは、社会の経済状況で  
す。社会から、社会福祉に配分されるお金  
の状況が変化したため、社会福祉にかかわ  
る人も、社会福祉に対する考え方も、社会  
福祉制度も、福祉系の学生も変化しました。  
一般的に、物事を始める時には、ヒト・モ  
ノ・カネが必要と言われますが、カネの変  
化がヒトやモノまでも変化させたのです。

## ■社会情勢への対応

太平洋戦争が終わり、国民のほぼ全てが  
生活苦にある状況でした。

1950年代半ばまでは、社会福祉分野には、  
福祉政策というより“救貧施策”といった  
活動の仕方が求められていました。

1960年代の高度経済成長期には税収が  
増え、国民皆年金・皆保険体制といった現

在まで続く基本的な社会保障システムの整  
備がなされました。一方で高度経済成長の  
波に乗り切れない人たちへの対応が喫緊に  
求められ、社会福祉への財投資金の絶対量  
が増加し、多くの福祉施設が作られました<sup>注  
1)</sup>。当時の社会福祉は“とにかく施設や事  
業を作って、対応すること”が重要であっ  
たようです。

1970年代には、オイルショックが日本の  
社会福祉を大きく転換させました。これに  
より「個人の自助努力や家庭・近隣・職場・  
地域社会等の連帯を基礎とし、効率のよい  
政府が適正な負担のもとに公的福祉を推進  
する」「日本型福祉社会論」が生まれました  
<sup>注2)</sup>。

1980年代には、高度経済成長のひずみと  
して生まれた地縁の崩壊への対応として、  
また日本型福祉社会の形として、“地域福  
祉・コミュニティの活用”が注目されるよ  
うになりました。

1990年には在宅福祉サービスが法制化  
されて、地域福祉がより具現化されるよ  
うになりました。介護保険法成立前後には、  
“地域における在宅福祉サービス”をどの  
ように実施するか、という話が社会福祉の  
現場では一番注目されていました。

1990年代半ばにはバブル崩壊による不  
況が浸透し、この時期、社会福祉基礎構造  
改革にむけての準備が進みました。

2000年代には、社会福祉事業法が社会福  
祉法へ改正され、基礎構造改革の具体的な  
姿が現れます。福祉サービスの質の向上や  
地域福祉の重視といった点に加え、改革の  
大きな柱として“自立支援”が掲げられ、  
以後の社会福祉施策には、ほとんどこの概  
念が入っていきます。国全体の動きを見ら  
ると、地方分権一括法の成立や三位一体の改

革などが行われ、とにかく“できるだけ小さい単位で自助努力し、自立を目指す、どうしても無理な時にはセーフティネットを活用する”というシステムが作られています。

バブル崩壊からの長引く不況の中、社会保障費は削られ、社会全体的にかなり疲弊しつつも、こつこつと国力を回復させてきていた日本でしたが、2008年のリーマンショックや、政権交代による政策の混乱などにより、先行きが不透明になっています。そこに追い討ちをかけるような、東日本大震災と福島原発事故です。日本経済の復興は、さらに暗中模索の状態にあり、これから先どうなるのという不安が付きまといまいます。

現在、社会福祉専門職は、従来の高齢・子ども・障害・低所得といった分野だけではなく、更生保護や労働問題、教育といった分野にまで進出するようになり、どの分野でもやはり自立のための支援という考え方が中心になっています。平たく言えば“社会人として税金を納められる国民を一人でも増やす”という事が、社会福祉に求められているように思います。

このように、制度上必要と訴えられる社会福祉の支援は、社会情勢によって変化します。これらに対応し、私たちが学生に行う教育も変化していくのです。

## ■専門職教育で大切にしたいと思う事

最近、高齢者の施設にお勤めの方と話をしていると、経済の視点から物事を見た話をするのがずいぶん増えてきているのを感じます。障害者の就労継続支援事業所<sup>注3)</sup>の職員の方々からは、販売するものを作っている所が多いことから、なおさらお金の

関わる話を聞かせていただけます。1円にこだわって、収益にこだわって…。<sup>注4)</sup>

「毎日企業や町工場に営業してますわ。これが『福祉の現場かよ』って思いながらね。」

「でも、うちがなくなったら、利用者さんの日中の生活の場がなくなりますやん。それだけは避けなあかんでしょ。」

と苦笑いをする就労継続支援事業所の職員さんにもお会いしたことがあります。

社会情勢に対応して、柔軟に変化するためには、確かな理念がないと、支援の方向を見失ってしまいがちです。この事業所にとって、利用者さんの日中の生活の場を確保する、という思いは、時流が変わっても、大切にしなければならないのだと思います。

社会情勢に対応することも大切ですが、理想とする福祉は何だったか、理念は何か、何を指すべきなのか。それらを今の時流に合わせて、どのように現実の支援につなげるのか。これらを考えあわせる力が必要になるかと思えます。

福祉の支援のあり方を木に例えて考えてみます。まず“要望”という種があります。種からは“根拠”という根っこが生えて、その木全体を支えます。木の幹は“理論”であり、枝葉は“援助技術”です。やがてそれらを元に“理想”という花が咲き、このプロセスを経てやっと、きちんと利用できる“支援”に結実します。その実の中には、新たな“要望”があります。これを繰り返して、徐々に大きな森へと繋げていくイメージです。木に根がなければ幹はありえませんが、花が咲かなければ実は出来ません。どれが欠けても、支援は出来ません。

いい福祉職になりたい、早く支援が出来るようになりたいという学生は、とにかく一足飛びに支援の実を得たいという思いが

強いようです。また、実際の社会情勢と理想の間に大きな隔たりを感じ、要望や理想から支援が生み出されることは難しいのではないかと考える学生もいます。

そこにあるのは今の時代に適合した実だけに見えても、その背後には、しっかりと種も根も幹も枝葉も花もあるのだという事。逆に、種も根も幹も枝葉も花もあるのなら、どんな社会情勢にあったとしても、結実させる手段はあるのだという事。これらを教えることで、夢をしっかり描いて、社会情勢にあわせた支援ができる専門職を養成していきたいと考えています。

## ■私とはといえば…

十数年前、社会福祉現場に就職が決まった矢先の私は、社会福祉分野に関わるお金について、ほとんど何も考えていませんでした。

家族で私の就職先について話している最中、給与のことを聞かれ、

「福祉の現場ではお金の話はあまりしないみたいやからねえ…。」

すると、福祉分野とは全く縁のない仕事をしている父から、

「お金の話をせえへんのやったら、なんでお給料もらって働いてるの。ボランティアでやったらええんちゃうの。仕事として“ええこと”をする人は、その辺どう思ってるの。」

と、不思議そうに言われました。

私はなぜか急に恥ずかしくなり、父の質問に応えられませんでした。

その時は何が恥ずかしい事なのか解らなかったのですが、今振り返ってみると、父の言葉によって、

「あ、そうか。お給料をもらってやる“仕

事”なんだ。」

と、初めて気付かされたのです。

給料が労働の対価であるという意識がないままに仕事を始めようとしていた自分の無責任さに気付かされたのだと思います。生活にかかるお金について心配せずに生きて来れたからこそ、考えずにいられたのですから、その境遇を支えていただいた父には感謝することだと思います。

我ながらなんと世間知らずかと思うと、本当に恥ずかしいと感じたのでしょう。

“労働に対する責任と義務。対価として給与を得るという権利”

“理想としてだけではなく、実態ある仕事として社会福祉を捉える”

こういった事柄を考えるきっかけになりました。

このような気付きを、学生にも与えられたら、と思います。

何かの拍子に今でもふと思い出す父の言葉です。

注1) 厚生白書(昭和46年)

注2) 新経済社会7ヵ年戦略(昭和54年)

注3) 就労継続支援事業所: 就労の機会を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持を目指す、就労継続支援という事業を行っている事業所の事です。障害者自立支援法に規定されており、利用者との雇用契約があるA型と、利用者との雇用契約を結ばないB型があります。

注4) そういえば、このマガジンの編集者である千葉さんの連載も、『1工程・1Year』というメインタイトルですね。